石垣市と日本生命保険相互会社那覇支社との包括連携に関する協定書

石垣市(以下「甲」という。)と日本生命保険相互会社那覇支社(以下「乙」という。)は、次のとおり包括連携協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が緊密に連携することにより、双方が有する人 的・物的資源を有効に活用して、市民の福祉の向上、地域の活性化等を図る ことを目的とする。

## (連携事項)

- 第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携、協力して取り組むものとする。
  - (1) 健康増進・疾病予防に関すること
  - (2) 地域の安心・安全に関すること
  - (3) 高齢者の介護・生きがい増進に関すること
  - (4) 児童・青少年の健全育成に関すること
  - (5) 文化・スポーツ振興に関すること
  - (6) 子ども・若者の育成支援に関すること
  - (7) その他、甲及び乙が必要と認める事項
- 2 甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上決定する。

## (有効期間)

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲又は乙から本協定の改廃の申入れがないときは、本協定の有効期間が1年間延長されたものとみなし、その後も同様とする。

## (個人情報の保護)

第4条 甲及び乙は、この協定に基づき取り扱う個人情報及び知り得た個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び石垣市個人情報の保護に関する法律施行条例に従い、適正に管理しなければならない。

(協議事項)

第5条 本協定に定めのない事項及び疑義のある事項については、甲乙間で誠意をもって協議し、これを決定する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自 1通を保有する。

令和6年6月24日

(甲) 石垣市字真栄里672番地 石垣市

市長 中山 義隆

(乙) 那覇市東町3丁目1番ニッセイ東町ビル 日本生命保険相互会社 那覇支社

支社長 首藤 丈司